

第 65 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 8 月 4 日（水） 14 : 30~14 : 50

場所 県庁本館 21 階特別会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

本県の感染状況については、先ほど、健康福祉部長から説明があったが、**パネル 1**に記載のとおり、昨日現在の直近 1 週間の累積新規感染者数は 209 人、先週 1 週間との比較では 5.5 倍となるなど、感染拡大リスクが急激に高まる、まさに「感染急増段階」に入ったと言わざるを得ない状況となっている。

医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率についても、新規感染者数の増加を追う形で、国のステージⅢの目安 20%を超え、27.4%まで達しており、今後、ステージⅣに近づくことが強く懸念される。

先日の本部会議でもふれたが、ワクチン接種の効果が顕著に表れており、60 歳代以上の高齢者の感染者は限られ、これまでの感染拡大期に比べて高齢者比率は大きく低下してきている。

一方で、30 歳代以下の新規感染者の割合が約 8 割を占め、若い世代での感染が急拡大していること、また、これも健康福祉部長から説明があったが、**パネル 2**に記載のとおり、感染者の行動歴として、会食・外食等の機会があった者が約 6 割にのぼり、2 次感染につながって家庭や職場などで広がっていること、さらには、今般の感染拡大局面では、県全体の感染者のうち約 8 割が高松市に集中しているなどの特徴がある。

このほか、**パネル 3**のグラフのとおり、高松市内の主要駅周辺における夜間の人出、人流に関しては、6 月から夏休み時期を迎える 7 月中旬にかけて増加しており、4 月から 6 月の水準よりも高くなっている。

また、**パネル 4**のグラフのとおり、本県の新規感染者数の増減は、東京都や大阪府の増減の推移に一定程度連動していることが見てとれ、デルタ株の置き換わりが進む東京都や大阪府が増加している中であっては、本県もその影響を少なからず受け、厳しい状況が続くことが予想される。

こうした、本県の感染急増の状況や医療のひっ迫具合、感染者のうち何らかの会食・外食歴のある者が多いこと、中でも高松市の感染者が大半を占めていること、加えて、人流や全国の状況などを踏まえると、今後、感染力が高いデルタ株の一層の拡がりを受け、感染爆発の状態に陥らないようにするためには、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店への営業時間短縮について、感染者数の増加が顕著な高松市に限定し、再度の協力要請を行うこととする。

飲食店への営業時間短縮については、国の基本的対処方針などに定められている感染拡大防止の取組みで、**パネル5**のとおり、感染が拡大している他の都道府県においても実施しているものである。

社会経済活動の制限についてご協力をお願いすることは、本来望ましいことではないと考えており、飲食事業者の皆さま、利用者の皆さまには、大変心苦しく誠に申し訳ないが、特措法第24条第9項に基づき、8月7日（土）から20日（金）までの2週間、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類提供は午後7時までに短縮していただくよう協力要請する。

要請期間の全期間を通じてご協力いただいた飲食店には、国からの取扱い通知に基づく協力金を、売上高等に応じて支払うとともに、営業時間を午後8時までとしていることを踏まえ、この協力金に加えて支払額の1割を県独自に支援する。

なお、県が定める認証基準に適合することが確認された「かがわ安心飲食店認証制度」による認証店については、先日の本部会議でお知らせしたとおり、まん延防止等重点措置の実施や緊急事態宣言の発令がなされていない期間に限り、通常営業又は営業時間短縮協力の選択制とし、営業時間短縮に協力いただいた場合には協力金を支払うこととする。

また、感染拡大防止集中対策期における対策として、感染拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大の防止につなげるため、高松市内の時短要請対象店舗の従業員の方を対象として、一斉PCR検査を実施する。

詳細は、**別紙①**に記載のとおり、時短要請と併せての効果発現を目指すため、申込期間を8月7日（土）から20日（金）までの2週間とし、希望する店舗からの受け付けを行う。

前回と同様、希望する店舗に、唾液の検体採取容器を配布し、検査を行う方法で実施し、検査数は先着順で5,000人、検査費用は無料とする。

今回、新たに申込フォームを設けるなど、より利用しやすい環境を構築するとともに、感染防止対策の徹底等と呼び掛ける巡回にあわせて、その場で検査容器を手交する、いわゆるプッシュ型の申込案内も行うなど、PCR検査の充実強化に努める。

現在、委託先となる事業者と最終的な詰めを行っているので、詳細については、改めて担当課から資料提供させていただく。

こうした取組みに加え、飲食店の皆さまとともに、この難局を乗り越えるため、**別紙②**のとおり、現在、実施している広域集団接種において、県内の飲食店の従業員の方を優先接種の対象者に加えることとする。

新たに接種の対象に加えるのは、県社交飲食業生活衛生同業組合（組合員約100）、県飲食業生活衛生同業組合（組合員約600）、県中華料理生活衛生同業組合（組合員約30）などの組合に加入されている飲食店の皆さまで、公益社団法人香川県食品衛生協会を通じて、各組合へ募集を行いたいと考えている。

接種予定期間は、1回目を8月18日（水）から8月22日（日）まで、2回目を9月8日（水）から12日（日）までで予定している。

飲食店従業員の皆さまが安心して仕事に従事でき、利用者の皆さまが安心して利用できる環境づくりを進めたいと考えている。

このほか、先日の本部会議において検討することとしていた県主催の行事・イベントについて、原則、中止・延期することとし、その一覧は、**別紙③**のとおりである。

以上が、感染拡大防止集中対策期における対策になるが、そのうち、第5次の香川県営業時間短縮協力金12億2,000万円余、飲食店従業員に対するPCR検査事業3,600万円余、合計12億5,600万円余となる補正予算について、本日、専決処分している。

議題3「飲食店への営業時間短縮の要請及び香川県営業時間短縮協力金について」

本部長発言

飲食事業者の皆さまには、4月から6月にかけて、4次にわたる営業時間短縮の要請にご協力いただき、改めて心からお礼申し上げます。

この度、感染者数の増加が顕著な高松市内に限定し、夜間営業している飲食店、喫茶店に対し、第5次の営業時間短縮の要請をさせていただくことになり、対象となる事業者の皆さまには、再び、大変なご負担、ご迷惑をおかけすることになり、誠に申し訳ないが、引き続き、ご理解とご協力を賜るよう、お願い申し上げます。

資料3-1のとおり、今回の営業時間短縮の要請については、8月7日から20日までの14日間、高松市内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て店舗を有し、夜間まで営業を行っている、飲食店又は喫茶店に対し、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類提供は、午後7時までに短縮していただくよう要請し、当該要請に全面的にご協力いただいた飲食店には、協力金をお支払いする。

「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店については、通常営業していただくこともできるが、営業時間短縮に応じていただいた場合には、ご協力いただいた日数分の協力金をお支払いすることとする。認証店の取扱いについては、**資料3-3**に記載のとおりである。

今回の第5次の要請については、第3次の要請と同様に、営業時間を午後8時までとすることから、営業時間短縮協力金は、資料3-2のとおり、第3次の協力金と同じ計算方法とし、前年度又は前々年度の日当たりの売上高に応じて、一日当たり2万5,000円から最大7万5,000円までというように、売上規模に応じたものとし、これに加えて、さらに1割を県独自に上乗せして支払うこととする。

第5次協力金の内容は、申請手続きなど、今までの協力金と同様の内容となる予定ですが、第5次協力金の制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表する。

高松市内の飲食事業者の皆さまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

議題4「GoToEatキャンペーンに係る本県の対応について」

商工労働部長から資料に沿って説明

本部長発言

各部局におかれては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆さまの安全・安心の確保を図るため、連携して全力で対応にあたっていただきたい。